伊豆市週休２日推進工事（土木工事等）実施要領

（目的）

第１条 建設業界では、若年層の入職者数が減少しており、公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保が重要な課題となっている。

本要領は、他産業と遜色ない建設業の働き方の実現に向け、多様な働き方が求められていることから、地域の実情や現場の状況等を踏まえ、週休２日など、適切な方法により取り組みを推進するとともに、週休２日の実施に伴い必要となる事項を定め、建設現場において週休２日の取得が可能な環境づくりを推進し、労働環境を改善することを目的とする。

（対象工事）

第２条 伊豆市が発注する土木工事標準積算基準書、港湾工事標準積算基準書、土地改良工事積算基準及び治山林道必携により積算する工事を対象とする。ただし、以下に該当する工事は対象外とする。

（１） 施工に必要な実日数（実働日数）が１週間程度と見込まれる工事

港湾工事においては、実日数４週間程度と見込まれる工事

（２）通年維持工事、緊急性の高い応急対策工事（改良復旧工事を含む）

（３）市長が対象工事に適さないと判断する工事

（用語の定義）

第３条 この要領において用いる用語は、次のとおりとする。

（１）週休２日

対象期間において、４週８休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

（２）対象期間

工期のうち、準備期間と後片付け期間を除く期間をいう。ただし、年末年始休暇（６日間）、夏季休暇（３日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間は含まない。

（３）現場閉所

対象期間において、現場事務所での事務作業を含め１日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く。

（４）現場閉所率

対象期間における現場閉所日数の割合（現場閉所日数／対象期間日数）で算定する。

現場閉所率が 28.5%以上の場合を４週８休以上とする。

（５）完全週休２日（土日）

対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、１週間に２日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、受発注者間の事前協議により、予めこれに変わる定休日を設定してもよいものとする。

（６）月単位の週休２日

対象期間の全ての月において、４週８休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

ただし、暦上の土曜日、日曜日の日数の割合が 28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日、日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っている状態をいう。

（７）通期の週休２日

対象期間の現場閉所率が 28.5%以上の状態をいう。

（８）４週８休以上（港湾工事積算基準書により積算する工事の場合）

工事着手日以降の最初の土曜日又は月曜日を起算日とし、４週間を１期間とした時、１期間内に土日祝日の合計日数以上の現場閉所を行っている状態をいう。

（発注）

第４条　適用する工事には伊豆市週休２日推進工事（土木工事等）特記仕様書を添付する。

治山林道必携により積算する工事の場合は月単位の週休２日、港湾工事標準積算基準書により積算する工事の場合は４週８休以上の達成を前提とした補正係数により費用を計上し発注する。

（実施方法）

第５条 週休２日推進工事の実施方法は次のとおりとする。

１　土木工事標準積算基準書、土地改良工事積算基準により積算する工事においては、工事完成時、受注者は週休２日達成状況報告表（様式１を参考とする）を監督員に提出するものとする。

２　治山林道必携、港湾工事標準積算基準書により積算する工事においては、次のとおりとする。

（１）受注者は、現場着手日までに現場閉所計画表（様式１）を監督員に提出し、これに基づき施工する。なお、受注者の責めに帰すことができない理由により実施が困難な場合には、対象期間開始前に受発注者間協議を行うこととする。

（２）受注者は、計画に変更が生じた場合には、その都度変更の現場閉所計画表（様式１）を監督員に提出する。

（３）監督員は、受注者に工事記録簿等の資料を求め、現場閉所率について確認を行う。なお、規定の現場閉所を行ったと認められない場合には、現場閉所率に応じた費用計上による変更契約を行うものとする。

（費用の計上）

第６条　治山林道必携、港湾工事標準積算基準書により積算する工事においては、静岡県が定める週休２日推進工事積算要領に準じて行うものとする。

（工事成績における評価）

第７条 工事成績評定の対象となる工事にあっては、現場閉所状況に応じて以下のとおり「創意工夫」項目で加点を行うものとする。

（１）完全週休２日の場合は、２点を加点する。

（２）月単位の週休２日の場合は、１点を加点する。

（達成証明）

第８条 本要領を適用して週休２日推進工事の対象とした工事において４週８休以上の実施が確認された場合は、その達成状況を週休２日推進工事達成状況確認書（様式２）により発注者から受注者に通知する。

（その他）

第９条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和７年４月１日から施行する。

この要領は、令和８年４月１日から施行する。

この要領は、令和８年 10 月 26 日から施行する。